

高齢者福祉タクシー券などを交付します

対象となる方はぜひご利用ください。

①タクシー券出張交付日程

期日	時間	会場	対象
3月25日(火)	午後1時～4時	植野地区公民館	植野地区の方
3月26日(水)	午前9時30分～11時30分	赤見地区公民館	赤見地区の方
	午後1時30分～3時30分	旗川地区公民館	旗川地区の方
3月27日(木)	午前9時30分～正午	佐野市中央公民館	佐野地区の方
	午後1時30分～3時30分	城北地区公民館	堀米地区の方
3月28日(金)	午前10時～11時30分	吾妻地区公民館	吾妻地区の方
	午前10時～11時30分	界地区公民館	界地区の方
	午後1時30分～3時30分	犬伏地区公民館	犬伏地区の方

②タクシー券窓口交付日程

期日	時間	会場	対象者
3月26日(水)から	午前8時30分～午後5時15分	田沼総合窓口課	旧田沼町の方
		葛生総合窓口課	旧葛生町の方
		支所 (新合・野上・飛駒)	該当区域の方
3月27日(木)から	午前8時30分～午後5時15分	赤見支所	赤見地区の方
3月31日(月)から	午前8時30分～午後5時15分	いきいき高齢課 障がい福祉課	市内全域の方

交付する利用券

○高齢者福祉タクシー券

▼内容 通院時などのタクシー利用
料金の一部助成

※400円助成の券を年間60枚交付
(半年ごとに有効期限あり)

▼対象

①75歳以上の方(生年月日が昭和15年3月31日以前の方)

②70歳以上75歳未満の方(生年月日が昭和15年4月1日～昭和20年3月31日の方)で、高齢者世帯の方(生年月日が昭和25年3月31日以前の方)のみで構成する世帯の方)

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)

○障がい者福祉タクシー券

▼内容 通院時などのタクシー利用料金の一部助成

※初乗り運賃相当額分助成の券を申請月に応じて一括交付(月5枚で年間60枚を限度)

▼対象

①身体障害者手帳1、2級の方

②療育手帳A、A1、A2の方

③精神障害者保健福祉手帳1級の方

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)
代理申請は代理の方の印かん、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など該当するもの

○はり・きゅう・マッサージ券

▼内容 はり・きゅう・マッサージ(保険適用外)施術料金の一部助成

※800円助成の券を年間6枚交付

▼対象

①70歳以上の方(生年月日が昭和20年3月31日以前の方)

②65歳以上(生年月日が昭和25年3月31日以前の方)で身体障害者手帳1、2級の方

③65歳以上で療育手帳A、A1、A2の方

④65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など該当するもの

○高齢者市営バス券

▼内容 市営バス乗車運賃の一部助成

※150円助成の券を年間40枚交付

▼対象 70歳以上の方(生年月日が昭和20年3月31日以前の方)

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)



■問合せ いきいき高齢課 ☎(20)3021・障がい福祉課 ☎(20)3025



歳を重ねてもいきいきと元気に 安心して暮らすために

介護予防教室の講師派遣

老人クラブやふれあいサロンなど（おおむね65歳以上で構成する団体）を対象に、介護予防教室の講師を派遣します。

▼回数 1団体あたり年間8回まで（無料）

▼内容例 転倒骨折予防について・簡単な体操・バランスの取れた食事・調理実習・口の中のケア・認知症予防など

※同じ内容を（例えば運動を同じ講師で）8回実施しても構いません。別な内容を別な講師で8回実施しても大丈夫です。

▼時間 1回あたり1時間〜1時間30分程度

■申込 日時と内容を決めたうえで、いきいき高齢課にご連絡ください

※注意点 会場の手配や人集めなどは、教室を主催される各団体でお願いします。調理実習の食材や、その他教材を別に用意する場合などの費用は、参加者のご負担になります

介護予防事業の受託者募集

平成26年度の高齢者を対象とした介護予防事業における一次または二次予防事業の受託者を募集します。

▼募集する事業
(1)一次予防事業

①運動・栄養・口腔・認知症予防などに関する教室
②介護予防拠点施設「いきいき元気館たぬま」と各地区公民館での教室

(2)二次予防事業

①運動器の機能向上・口腔機能の向上に関する通所型介護予防事業
②栄養改善・口腔機能の向上に関する訪問型介護予防事業

※詳しくは、いきいき高齢課で配布する募集要項をご確認ください

■申込 受託申込書に必要事項を記入のうえ、3月17日(月)までに、直接、いきいき高齢課（東飯庁舎事務棟1階）へお持ちください ※選考により決定

高齢者虐待を防止しよう！

虐待と聞いて他人事と思わないでください。高齢になると、今までできたことが思うようにできなくなったり、認知症になったりして、介護者の負担が増えます。介護者自身の余裕がないと、そのストレスでつい手が出てしまうこともあります。誰もが当事者になるかもしれない危険があります。

高齢者が安心して生活できるように、高齢者虐待を防止しましょう。

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月施行）の5つの分類】

①身体的虐待 ②介護・世話の放棄、放任 ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

虐待は身体への暴力ではありません。身内だからと、親の年金を使い込み、親が生活に苦しんだり、必要な介護サービスが利用できなかったり、あるいは、外出すると帰り道が分からなくなるからという理由で鍵を閉めて外に出られないようにしたり、食事をあげなかったり、どなって怖い思いをさせたり、同じ話をするからといって無視をする、という行為も虐待です。

●高齢者の相談窓口 各地域包括支援センター、またはいきいき高齢課まで

該当圏域	地域包括支援センター名
佐野・堀米圏域	さの社協 ☎(22)8129
旗川・吾妻圏域	
植野・界圏域	佐野市医師会 ☎(20)2011
犬伏圏域	
赤見圏域	佐野市民病院 ☎(62)8281
田沼・田沼南部圏域	
栃本・田沼北部・三好・野上圏域	
戸奈良・新合・飛駒圏域	くずう ☎(84)3111
葛生圏域	
常盤・氷室圏域	

もしかしてこれは虐待？と思ったら、また、ご自身が虐待を受けているかも？と思ったら、迷わず相談してください。

※相談者や相談内容の秘密は堅く守られます

■問合せ いきいき高齢課 ☎(20)3021

